

# 関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

2020. 8.10発行〈通巻第513号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : http://koshc.jp/



年間労災認定1000件水準でほぼ変わらず 石綿労災認定状況2019年速報値を公表 .....	2
在宅勤務の労働条件確保が課題 急増するテレワークと労働環境 .....	5
死ぬまで元気です vol.27 右田孝雄 .....	10
ZOOMをつかって患者交流 毎日新聞で紹介 .....	11
韓国からのニュース .....	14
前線から .....	18
港湾労働者の石綿被害の経験Ⅲ／大阪	

7月の新聞記事から／19  
表紙／「宅配のない日」前日の8月13日、京畿道広州市のCJ大韓通運(株)の  
宅配物流センター内、荷物の消えたベルトコンベアー  
(「韓国からのニュース」ハンギョレ新聞 イ・ジョングン記者撮影)

# 年間労災認定 1000 件水準で ほぼ変わらず 石綿労災認定状況 2019 年度速報値を公表

請求・認定件数とも微増（昨年度比）

厚生労働省が 2019 年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決

定状況」の速報値を公表した。

発表資料に基づいて、2019 年度速報値と 2018 年度確定値を比較すると（表 1）、労災保険法による通常の労災認定件数合計（C）は 1057 件から 1142 件と 85 件（8.0%）増となった。

表 1 2018・2019 年度の労災保険法と石綿救済法（時効救済）による石綿疾病労災認定状況

認定対象 石綿疾患		労災保険法		石綿救済法(時効救済)	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
肺がん	請求	417	445		
	決定	437	418	34	16
	うち認定	376	373	18	10
	認定率	(86.0%)	(89.2%)	(52.9%)	(62.5%)
中皮腫	請求	649	678		
	決定	565	661	11	14
	うち認定	534	640	9	12
	認定率	(94.5%)	(96.8%)	(81.8%)	(85.7%)
良性石綿胸水	請求	35	27		
	決定	37	29	0	0
	うち認定	34	27	0	0
	認定率	(91.9%)	(93.1%)	-	-
びまん性胸膜肥厚	請求	68	56		
	決定	58	62	0	0
	うち認定	53	50	0	0
	認定率	(91.4%)	(80.6%)	-	-
計	請求	1169	1206	49	42
	決定	1097	1170	49	30
	<b>A</b> うち認定	<b>997</b>	<b>1090</b>	<b>[10]</b>	<b>[4]</b>
	認定率	(90.9%)	(93.2%)	<b>D</b> <b>31</b>	<b>22</b>
石綿肺	請求				
	決定			4	0
	<b>B</b> うち認定	<b>60</b>	<b>52</b>	4	0
	認定率			(100.0%)	-
労災保険法認定件数合計 (A+B=C)		1057	1142		
労災保険法+石綿救済法認定 件数合計 (C+D)		1088	1164		

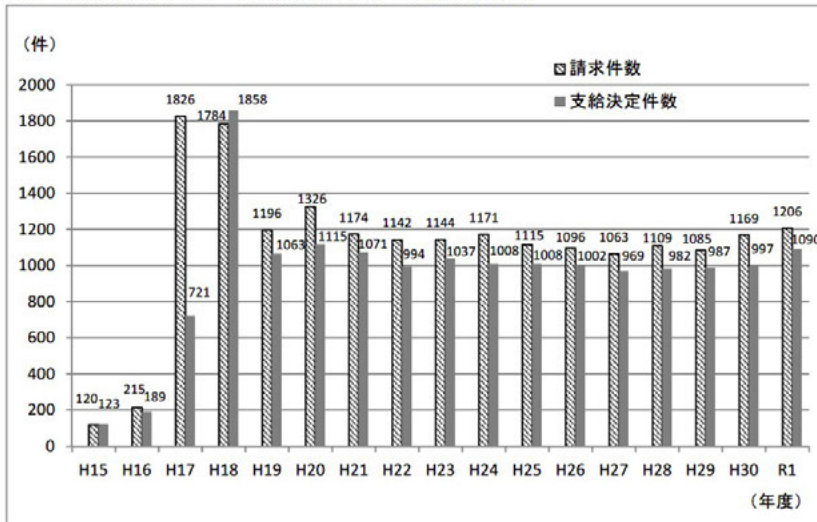
労災保険法による労災請求権は時効規定により消滅していく。

もっともおそくまで請求できる遺族補償については時効は死後 5 年。これを過ぎると、労災請求ができない。こうした事案の救済策が石綿救済法で規定されていて（時効救済）、この時効救済の認定件数は 31 件から 22 件と減少した。

したがって、時効救済認定件数を含めると（C+D）、1088 件から 1164 件と 76 件（7.0%）増となる。

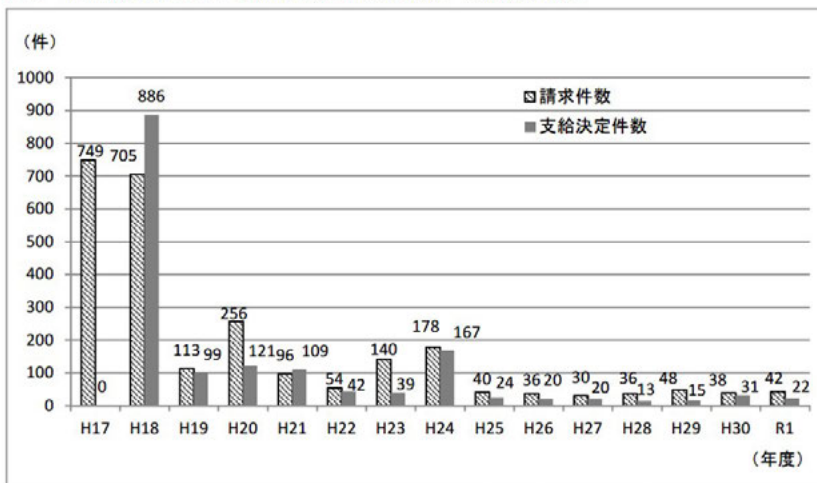
さらに長いスパンで

図1 労災保険法に基づく保険給付の請求・支給決定状況



注1 請求件数と比較するため、本グラフの支給決定件数には石綿肺によるものを含めていない。  
 注2 平成30年度以前は確定値である。

図2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求・支給決定状況



注1 平成17年度の請求件数は石綿救済法施行の平成18年3月27日から同月末日までの件数。  
 注2 平成30年度以前は確定値である。

変化を見ると、この程度の変化は大きなものではないことがわかる。

### 構造的問題は解決せず

石綿関連疾患認定件数の大半を占める石

綿肺がんと中皮腫の経年的な認定件数を、他の主要な職業性疾患の認定件数推移と比較したものが次ページのグラフで、職業性疾患の中で大きな位置を占めていることがわかる。(全国安全センターHP「主要な職業病の認定件数・認定率の推移(2019年度速報)」 <https://joshrc.net/archives/3874>より)

つまり、石綿疾病補償のレベルが労災補償制度の健全性を図る重要な尺度といえる。

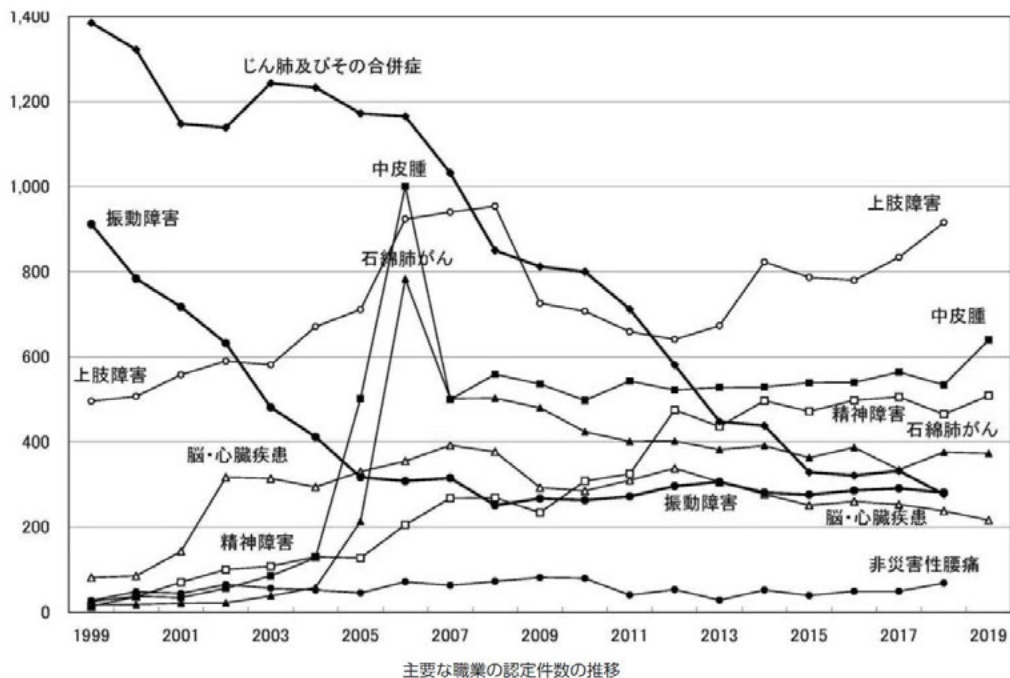
ところが、中皮腫、肺がんともに、労災で認定すべき事案がされてい

ないという構造的問題がいまだに解決されておらず、由々しき状況と言わざるを得ない。

まず、中皮腫と比較したとの石綿肺がんの認定件数の少なさが一つ。

石綿肺がんは中皮腫の2倍が目安とされ

## 主要な職業病の認定件数の推移



るところ、労災認定は逆に中皮腫の方が多い状況であり、その原因は認定基準が厳しすぎることにあって考えられている。

もう一つは、中皮腫の労災認定件数の低さと全体的な補償・救済割合の低さだ。

すなわち、その8割が職業性ばく露を原因とする中皮腫について、労災認定件数が労災の対象とならない石綿救済法による救済認定件数と同等レベルで推移しているということ、及び、すべての中皮腫は労災か

救済かいずれかの認定を受けることができるはずのところ、両方を合計しても中皮腫の全体数にまるで届かない状況が続いているということだ。

この点については、全国安全センターHP「石綿健康被害補償・救済状況の検証（2018年度）中皮腫救済4年連続増加も、労災補償等件数は逆に減少」<https://joshrc.net/archives/3366> に詳細に報告されている。

## 安全センター情報

ホームページリニューアル URL: <https://joshrc.net/>



---

---

# 在宅勤務の労働条件確保が課題 急増するテレワークと労働環境

## テレワーク促進政府目標

### 新型コロナ対策ですんなり達成?!

新型コロナウイルス感染症対策で、在宅勤務が普及している。自宅に限らず職場以外であっても職場と同じように仕事を進めることができ、かえって通勤時間が節約できる分、効率的な働き方ができるなどと、その効用がマスコミで取り上げられることが多くなった。

そもそも在宅勤務に、出張時の移動中などに公共交通機関内やカフェなどで仕事をするモバイル勤務、共同のワークスペースなどで仕事をするサテライトオフィス勤務を含めて、「ICT（情報通信技術）を活用し、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方」として「テレワーク」と呼ぶことにしたのは、2017年の閣議決定「働き方改革実行計画」だ。以降、政府は折にふれこのテレワークの普及、促進のための施策を進めてきた。昨年6月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においても、テレワーク導入企業を令和2年までに平成24年度比で3倍、雇用型テレワーカーの割合を令

和2年までに平成28年度比で倍増という政府目標を提示した。

この政府目標は、新型コロナウイルス感染症対策により緊急事態宣言が発令された後の今年5月末時点になると、企業のテレワーク実施率が平成24年度の11.5%が67.3%に跳ね上がるなど、予想外にすんなりと達成されることになった。

## テレワークガイドラインは 労働基準の適用が基本

テレワークの普及促進が政府の方針となった翌2018年2月22日に、厚生労働省は「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定、公表している。

ガイドラインは、テレワークに多くの利点がある一方で、労働時間の管理が難しい、仕事と仕事以外の切り分けが難しい、長時間労働になりやすい等の問題があることを指摘している。そしてテレワークにおける適切な労務管理の実施は、テレワークの普及の前提となる重要な要素であるとして、その留意すべき点として労働基準関係法令の適用を明記、その留意点を明らかにした。

# 自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備

## 部屋

設備の占める容積を除き、**10m<sup>3</sup>以上の空間**

(参考条文：事務所衛生基準規則第2条)

- ・窓などの換気設備を設ける
- ・ディスプレイに太陽光が入射する場合は、窓にブラインドやカーテンを設ける

(参考：事務所衛生基準規則第3条、情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン)

## 窓



## 照明

・机上は**照度300ルクス以上**とする

(参考条文：事務所衛生基準規則第10条)



## 空調湿度

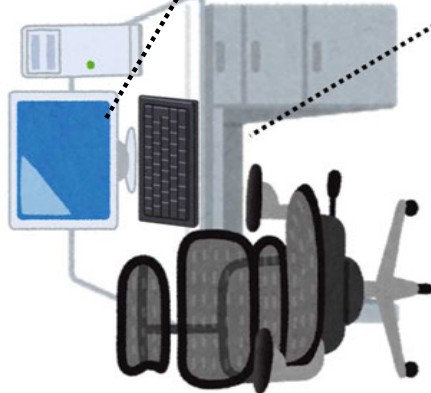
- ・気流は0.5m/s以下で直接、継続してあたらず
- ・室温**17℃～28℃**
- ・相対湿度**40%～70%**となるよう努める

(参考条文：事務所衛生基準規則第5条)

## 椅子

- ・安定していて、簡単に移動できる
- ・座面の高さを調整できる
- ・傾きを調整できる背もたれがある
- ・肘掛けがある

(参考：情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン)



## PC

- ・ディスプレイは**照度500ルクス以下**で、輝度やコントラストが調整できる
- ・キーボードとディスプレイは分離して位置を調整できる
- ・操作しやすいマウスを使う

(参考：情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン)

## 机

**その他** 作業中の姿勢や、作業時間にも注意しましょう！

- ・椅子に深く腰かけ背もたれに背を十分にあって、足裏全体が床に接した姿勢が基本
- ・ディスプレイとおおむね40cm以上の視距離を確保する
- ・情報機器作業が過度に長時間にならないようにする

(参考：情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン)

- ・必要なのが配置できる広さがある
- ・作業中に脚が窮屈でない空間がある
- ・体型に合った高さである、又は高さの調整ができる

(参考：情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン)

使用者の直接の支配管理下にはなくとも、労働基準法上の労働者であれば労働基準法が適用されるのは当然だ。

労働時間制度の適用については、労働時間の適正な把握が求められることは当然だ。在宅勤務のテレワークでは、一定程度労働者が業務から離れる時間が生じやすい。こうした中抜け時間については、休憩時間として扱い、その時間を記録するなどの取扱いが考えられ、また、その時間を休憩時間ではなく時間単位の有給休暇として取扱うことも考えられるとする。

また出張中の移動時間におけるテレワーク、フレックスタイム制、事業場外みなし労働時間制、裁量労働制適用の場合の労働基準法適用について明確にしている。

テレワークで、事業場外みなし労働時間制が認められる「使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難である」状態については、①情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと、②随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないことの2つの要件を満たすものでなければならないとし、その内容を具体的に例示した。

テレワークでは労働者が使用者と離れた場所で勤務するために相対的に使用者の管理の程度が弱くなる等により長時間労働を招くおそれがあることが指摘されている。長時間労働を防ぐ手法として、①メール送付の抑制、②システムへのアクセス制限、③テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の原則禁止等、④長時間労働等を行

う労働者への注意喚起の4つをあげる。

とくに③では、業務の効率化やワークライフバランスの実現の観点から制度導入をした場合、労働者に趣旨を理解させると同時に、テレワークを行う労働者に対する時間外・休日・深夜労働の原則禁止や使用者等による許可制とすること等を、就業規則等に明記しておくことや、時間外・休日労働に関する三六協定の締結の仕方を工夫することが有効とする。

もちろんテレワークによる時間外勤務や深夜勤務についても、割増賃金の支払い義務が生じることは当然で、厚生労働省のガイドライン紹介パンフレット (<https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf>) でも、規定例が紹介されている。

## テレワークの作業環境 事務所則準拠はあくまで助言

労働安全衛生法関係の規制では、在宅勤務の作業環境であっても事務所衛生基準規則の適用や、昨年改定された「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」で示されている基準と同等の作業環境となるよう労働者に助言を行うことが望ましいとする。

事務所衛生基準規則の基準の代表的なものでは、部屋について設備の占める容積を除いて10立方メートル以上の空間があること、机上は照度300ルクス以上、気流は0.5m/s以下で直接、継続してあたらず室温17℃～28℃、相対湿度40%～70%などとなる。

## 閣議決定におけるテレワーク

少子化社会対策大綱【令和2年5月29日閣議決定】

### 別添1 施策の具体的内容

#### I 重点課題

##### 1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

###### I-1 (6) 働き方改革と暮らし方改革

(多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組)

#### ○テレワークの推進

・子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランス、労働生産性向上、非常時における業務継続性の確保等の観点から、「世界最先端デジタル国家創造宣言」官民データ活用推進基本計画」5等に基づき、**情報通信技術を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークについて普及促進を図る。**

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画【令和2年7月17日閣議決定】

#### <成長戦略実行計画>

第9章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

##### 1. これまでの対応

(3) 強靱な経済構造の構築

② テレワーク、遠隔教育などICT等による非接触・遠隔サービスの活用

(a) テレワークの推進、オンライン診療の拡大

**企業におけるテレワークの取組が促される中で、テレワークの場合の労働管理の方法の明確化を図る。また、中小企業によるテレワークのための通信機器の導入について、支援の強化を図る。**さらに、中小企業等のサイバーセキュリティ対策を支援する。

#### <成長戦略フォローアップ>

##### 1. 新しい働き方の定着

(2) 新たに講ずべき具体的施策

#### iv) テレワークの推進

・テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発を行うとともに、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点からも、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を強力に推進する。**

##### 7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 中小企業・小規模事業者の生産性向上

④ 中小企業・小規模事業者の生産性向上のためのデジタル実装支援等  
・**新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、テレワークに関して通信機器等の導入支援や相談体制の拡充等を行い、導入意向のある全ての中小企業がテレワークを実装できる環境を整備し生産性向上に繋げる。**

経済財政運営と改革の基本方針2020【令和2年7月17日閣議決定】

### 第3章 「新たな日常」の実現

#### 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタルニューディール)

(3) 新しい働き方・暮らし方

##### ① 働き方改革

**テレワークの定着・加速を図るため、新たなKPIを策定するとともに、中小企業への導入に向けて、専門家による無料相談対応や全国的な導入支援体制の構築など各種支援策を推進する。**さらに、事業場外みなし労働時間制の適用要件に関する通知内容の明確化や**関係ガイドラインの見直しなど、実態を踏まえた就業ルールの整備に取り組む。**

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

【令和2年7月17日閣議決定】

### 第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

#### I. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現

##### 3. 働き方改革 (テレワーク)

(略) これまでも、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 一第2弾」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等により、**中小企業に対するテレワーク導入経費の補助**や、テレワーク導入を図る企業や地方公共団体等に対する専門家 (テレワークマネージャー) の無料相談対応等に取り組んできているが、**こうした支援策を更に進める必要がある。**(略)

### 第2部 官民データ活用推進基本計画

#### II. 施策集

##### II-(10) 人材育成、普及啓発

○[No.10-9] テレワークの普及

・このため、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、**テレワークに必要なITシステム導入支援、専門家による相談体制やサテライトオフィス、必要なネットワーク環境の整備、ガイドラインの周知等に取り組むとともに、企業の取組を踏まえつつ、テレワーク・デバイスやテレワーク月間の実施や表彰等の周知にも取り組む。**KPIの目標値達成については、緊急事態宣言を受けた企業の取組の状況を踏まえた上で設定する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2020【令和2年7月17日閣議決定】

### 第2章 政策の方向

#### 2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

(2) 地方への移住・定着の推進

② リモートワーク推進等による移住等の推進

(略) また、**中小企業によるテレワーク通信機器の導入等の支援**や、GIGAsクール構想の実現に向けた学校のICT環境整備やオンライン診療の適切な実施に向けた環境整備等、リモートサービス導入推進に向けた環境整備に取り組み。



基準を満たさないときは、労働安全衛生法上事業者措置をする義務があるが、在宅の勤務場所は個人の所有物であるため、助言とならざるを得ないということになる。

## 労働基準が試される 厚労省の新たな検討会の議論

さて、テレワークは新型コロナウイルス感染症対策で一気に普及することとなり、このガイドラインの対象となる企業や労働者の数は飛躍的に増えた。そのため厚生労働省では新たに「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」を設置、8月17日に第1回の会合を持った。この検討会で「労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを進めていくことができるよう、適切な労務管理を含め、必要な環境整備に向けた検討」を進めるとしている。

第1回検討会の参考資料「テレワークを巡る現状について」で紹介されている昨年6月21日閣議決定の「規制改革実施計画」

の「テレワークの促進」では、現行ガイドラインの見直し検討課題の一つが示されている。

「長時間労働対策として示されている手法において、所定労働時間内の労働を深夜に行うことまで原則禁止と誤解を与えかねない表現を見直す。」とされ、「令和2年度措置」となっている。

ガイドラインは労働基準法の深夜労働禁止という原則と、やむを得ない深夜勤務を許可制にするというしごく当然の法令解釈について、何か問題があるかのような記述となっている。深夜のテレワークのための例外に道を開くような特別な法令解釈とならないよう、今後の議論に注目が必要といえるだろう。

また最近の各分野の政府の施策のなかで、テレワークがとりあげられ、その促進策が急速に進められつつあり、これからは事業場規模や業種に関わらず拡大していくことが予想される。労働条件や安全衛生対策の側から十分なチェックを同時進行で進めていく必要があるだろう。

# 原発被ばく労災

## 広がる健康被害と労災補償

被ばく労働を考えるネットワーク 編

原発被ばくによる労災補償をめぐる闘いの記録。

■出版社：三一書房  
<https://31shobo.com/2018/04/18009/>  
 ■体裁：四六判、ソフトカバー、223頁  
 ■定価：本体1700円+税  
 ISBN978-4-380-18009-5 C0036



# 死ぬまで元気です

## Vol.27 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか？私はコロナ禍の中、3月ごろからほぼステイホームで、自宅でできることを探しては楽しんでいます。涼しい頃から外出自粛を余儀なくされて、地震があったり大雨が降ったりで、最近猛暑との闘いで、エアコンの効いた自宅で何かやることないかと考えながらも、本来の怠け者体質が見え隠れしています。

ステイホームとなってから、下手くそながらもたまに料理をしたり、そば打ちをしたり、愛犬のユイちゃんを撮影してYouTubeにアップしたりと、自宅で趣味になるようなことを探してはそれなりに楽しんでいます。お蔭で動画の編集技術などはかなり上達したんじゃないでしょうか。

「中皮腫サポートキャラバン隊」としては、現在地方へ出での講演会や交流会は全て自粛しております。昨年は、ほぼ毎週と言っていくらい地方へ行っては患者さん達と交流を図ってきました。しかし、今年はまだどこへも行かず、専らオンラインで患者さんと交流を図っています。毎週水曜日は前々回のこのページで紹介した通り、「中皮腫 ZOOM サロン」を開催し、毎週十数人の患者さんやご家族が参加して、笑顔で励まし合っています。また、「ZOOMでインタビュー」と題して、患者さん

をZOOMに招き、闘病中の苦労や夢などを語っていただき、その映像をポータルサイト「みぎくりハウス」へ投稿し、患者さんの今後の参考にしてもらえるように取り組んでいます。そして、5月と7月には外部から講師を招いてオンラインで講演会（\*）も開催しました。8月8日には「中皮腫・オンラインなんでも相談室」と題しまして、キャラバン隊の運営メンバーの患者が相談に訪れた患者さんと個別にZOOMで相談に応じるという企画を実施いたしました。本来なら、直接相談者と膝を突き合わせて話した方が親近感も湧いていいのですが、さすがにこのコロナ禍の状況では行くことは愚か、膝を突き合わせることですらリスクを伴うはずで。

こんな外出自粛、厳戒的な状況の中ですから、今後ますますオンラインの需要は高まるでしょうし、オンラインを通しての交



流も広まるでしょう。外には出ていけないのですから、これを今後使わない手はないでしょうね。

いつまで続くか分からない新型コロナウイルスの感染拡大、基礎疾患や呼吸器疾患を持つ患者は、自主的に外出規制をしないといつ感染するか分かりません。これ以上ツライ思いはしたくないので、私も外出自主規制で自宅に引きこもりながら、もっとオンラインで患者同士で楽しめる、また

励まし合えるような企画を考えていきたいと思えます。

今後も「中皮腫サポートキャラバン隊」の活動に目を離さないで下さいね。

\* 7月18日の中皮腫オンラインセミナー講演録（「療養中の不安とのつきあい方」講師：仲程千夏先生 中頭病院）は「みぎくりハウス」<https://asbesto.jp/>で見ることができます。その他、イベント情報はこちらで確認を。

## ZOOMをつかって患者交流 毎日新聞で紹介 中皮腫サポートキャラバン隊

石綿が原因の中皮腫は希少がんであり、治療の選択肢が限られる困難な病気だ。

そんななか、患者同士の励まし合いと情報交換、新薬開発や救済法改正を目標に頑張っている中皮腫サポートキャラバン隊が行っている「中皮腫 ZOOM サロン」が毎日新聞（2020年7月1日夕刊）で大きく紹介されたので紹介したい。

毎週水曜日の午後に関西労働者安全センター事務所で開いている「中皮腫サロン」のことは、キャラバン隊共同代表の右田孝雄氏の本誌連載「死ぬまで元気」でも紹介されてきた。

キャラバン隊はコロナの問題が起きるずっと前から、全国の中皮腫患者交流や会議で ZOOM を活用していたこともあり、

リアルな中皮腫サロンができなくなってすぐ、ZOOM サロンに切り替えている。

キャラバン隊の取材に事務所を訪れた記者がその様子を実見して記事が実現したというわけだ。以下は記事全文。

\*\*\*\*\*

新型コロナウイルスの感染予防のため、アスベスト（石綿）が原因とされるがんの一種「中皮腫」の患者たちが、オンラインで交流を深めている。新型コロナ感染時に重症化する可能性と、中皮腫の病状の進行という二つのリスクと向き合いながら、治療情報を共有し、悩みや不安を分かち合う。企画した胸膜中皮腫患者の右田孝雄さん（55）＝大阪府岬町＝は「基礎疾患がある

ビデオ会議システム「Zoom(ズーム)」を使ったオンライン交流会で情報共有する  
右田孝雄さん(左上)ら中皮腫患者とその家族ら＝関西労働者安全センター提供



中皮腫にもコロナにも負けない

オンライン 患者交流拡大

新型コロナウイルスの感染予防のため、アスベスト(石綿)が原因とされるがんの一種「中皮腫」の患者たちが、オンラインで交流を続けている。新型コロナウイルスの感染時に重症化する可能性と、中皮腫の病状の進行という二つのリスクと向き合いながら、治療情報共有し、悩みや不安を分かち合う。企画した胸膜中皮腫患者の右田孝雄さん(55)は「大阪府岸部」は「基礎疾患がある自分たちはまだまだ油断できない。感染の危険があるため直接会えないが、こんな時こそ患者たちで助け合いたい」と話す。

「主治医から胸膜中皮腫は手術が難しいと言われたが、本当にできないのだろうか」。6月24日に開かれた交流会には患者や家族約10人がビデオ会議システム「Zoom(ズーム)」で参加し、意見交換した。中皮腫は肺がんなどに比べて患者が少なく、地方の医療機関では治療法などに詳しくない場合があるという。参加した患者の一人は「初めて同じ胸膜中皮腫の患者と会えた」と喜んだ。

「初めて同じ胸膜中皮腫の患者と会えた」と喜んだ。中皮腫患者の交流会は、患者を加えない高齢者も多いという。右田さんは「直接会えないのはもったいない。感染は感じているが、完全に隔離したわけではない。中皮腫患者が日常を取り戻すのはまだ先になると思う」と話した。【中皮腫】

自分たちはまだまだ油断できない。感染の危険があるため直接会えないが、こんな時こそ患者たちで助け合いたい」と話す。

「主治医から胸膜中皮腫は手術が難しいと言われたが、本当にできないのだろうか」。6月24日に開かれた交流会には患者や家族約10人がビデオ会議システム「Zoom(ズーム)」で参加し、意見交換した。中皮腫は肺がんなどに比べて患者が少なく、地方の医療機関では治療法などに詳しくない場合があるという。参加した患者の一人は「初めて同じ胸膜中皮腫の患者と会えた」と喜んだ。

中皮腫患者の交流会は、患者を支援する「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」(東京都)の各地の拠点などで「中皮腫サロン」として開かれていた。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大で、4月以降は中止。右田さんが共同代表を務め、全国の患者と触れ合う「中皮腫サポートキャラバン隊」も沖縄や埼玉などの活動が中止となった。

患者同士や支援者との交流の減少を危惧した右田さんたちは、それまで毎月第2水曜日に開催していたオンライン交流会を、4月から毎週水曜と第2土曜に拡大。関西労働者安全センター(大阪市)を拠点に、右



田さんの司会で顔を合わせるようになった。

中皮腫の治療法などを話し合うことが多いが、新型コロナについて「入院すると家族とも面会できない。手洗いや消毒には気をつけている」と話題になることもある。右田さんは「重症化のリスクがみんな怖いんやと思う」と参加者の気持ちを代弁する。ただ、「便秘にはところてんが良い」などと日常会話で盛り上がることも多く、右田さんの明るいキャラクターもあって暗さは

ほとんどない。

オンラインで手軽にお互いの顔を見られるようになった一方で、パソコンなどに不慣れで参加できない高齢患者も多いという。右田さんは「直接会えないのはもどかしい。感染は落ち着いているが、完全に終息したわけではなく、中皮腫患者が日常を取り戻すのはまだ先になると思う」と話した。【近藤諭】

\*\*\*\*\*

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

## 栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる  
「中皮腫」患者の闘病の記録

# もはや これまで

(付)聞き書き6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？中皮腫でお悩みの方、  
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し  
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。  
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527

FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

# 韓国からの ニュース

## ■「新型コロナウイルス感染」／クバン物流センターの労働者が初めて産災申請

クバン関連 COVID-19 被害労働者支援対策委員会は8日、「クバン富川物流センターで働いて、COVID-19に感染した労働者が、業務上災害認定の申請を行った」と話した。

キム・ヘジン不安定労働撤廃連帯・常任活動家は「他の労働者も産業災害申請を相談中」とした。疾病管理本部・地方自治体の疫学調査の結果によれば、5月に初めての陽性者が発生してから現在まで、クバン富川物流センターに関係した陽性者の数は152人だ。

対策委はクバン物流センターの集団感染事態は、業務上災害に該当すると主張した。対策委は「最初の陽性者から伝染した労働者が、物流センターで働いたために大規模な感染が起こった」とした。物流センターが基本的な防疫規則を守らなかったという点も根拠に上げた。対策委は、物流センターが低温物流センターという特性上、閉鎖された環境である上に、数百人が密集して働いたために感染が容易だったと見た。

チョン・ウンギョン中央防疫対策本部・本部長も疾病管理本部のブリーフィングで、「調査した時、作業環境の特性のためにマスクの着用が難しいという限界があり、休憩空間や通勤バス、食堂などで防疫規則の遵守が不十分だったと判断した」として、「マスク着用が難しい環境、休憩室や食堂で距離を置くことが不十分、といった要因が複合的に作用したと見ている」と話した。2020年7月8日 京郷新聞 イ・ポラ、イ・チャンユン記者

## ■肺がんで亡くなった機関士、「推定の原則」で産災認定

肺がんで亡くなった地下鉄機関士が、「推定の原則」によって、釜山地下鉄の労働者として初めて産業災害の判定を受けた。

釜山地下鉄労組は、勤労福祉公団が昨年7月に肺がんで亡くなった釜山交通公社の機関士Kさんを業務上疾病による死亡と判定したと、明らかにした。

勤労福祉公団は、ソウル地域などの機関士が、石綿などの発ガン物質に相当期間ばく露して肺がんになったことがあり、Kさんもやはり同様な事例と推定されるとし、産災の立証に必須とされる疫学調査さえしなかった。

労組とKさんの家族は、昨年7月に特別な家族歴のないKさんが、肺がんによって亡くなった後、勤労福祉公団に産業災害を申請した。1994年3月入社して24年間勤務したKさんが、地下鉄の駅舎や鉄道などに堆積した石綿、浮遊粉塵、ホコリなどを長期間吸い込んだ結果、肺がんが発病したと主張し、疫学調査に備えた各種の資料を提出した。しかし勤労福祉公団は先月15日、異例的に、疫学調査なしでKさんの産災を認めた。2020年7月14日 京郷新聞 クォン・キジョン記者

## ■サービス連盟・緑色病院、手をつないで労働者の診療支援／イム・サンヒョク院長「労組の組織化活動に繋がるように」

緑色病院とサービス連盟は、15日に脆弱職種労働者診療支援事業了解覚書(MOU)を締結した。連盟と緑色病院発展委員会が作った基金は、組合員とその家族の診療費・総合健康検診費として使われる。連盟と傘下26労組が、一時後援支援金と毎月定期後援

支援金を集めて2100万ウォン規模の基金を作る。

事業対象は中位所得100%以内の連盟組合員や連盟傘下の労組が推薦した労働者で、治療費の内、本人負担金の約50%を基金から支援される。総合健康診断(145万ウォン)は、検診者が15万ウォンだけを負担する。2020年7月17日 毎日労働ニュース チョン・ソヒ記者

### ■宅配労働者の「休む権利保障」8月14日は「宅配のない日」

主な宅配会社の労働者が来月14日を公式に休む。(株)韓進が1992年に韓国で宅配ブランド事業を開始して以降、初めて「宅配のない日」が指定された。ただし、荷主業者の同意が残っている上に、小規模の宅配業者は関連の議論に参加しておらず、業界全体に拡大するかは未知数だ。

宅配業・物流業の関連会社が加入した韓国統合物流協会は、「8月14日を『宅配のない日』に指定する」という決定を7月17日に業界に通知した。「宅配のない日」の14日は無給休暇で、15日土曜日の光復節を入れると、休暇は3日にまで増える。協会の役員会社であるCJ大韓通運の関係者は「統合物流協会の宅配委員会が、この日を幹線・請負会社・代理店・宅配運転手のすべてが休む『宅配人リフレッシュデー』として議論した」として、「各社別の事情に合わせて参加し、顧客に了解を求める予定」と話した。

労働界が昨年からの宅配労働者の「休む権利」を要求した結果だ。国内宅配業界の市場占有率上位を占めるCJ大韓通運、ロッテグローバルロジス、韓進宅配、ロージェン宅配が今回の決定に参加した。

週6日働く宅配労働者は、特殊雇用労働者

で、勤労基準法の保護を受けることができず、年次有給休暇がない。これらが休暇を取ろうとすると、替わりの人を自分で雇ったり、代理店に1件当たり手数料の3倍にもなる代替配送料を出さなければならず、事実上休むことができない。今年もCOVID-19によって非対面ショッピングが増加し、業務量が急激に増えた。過労死と推定される宅配労働者の死亡も次々と発生した。

宅配会社が顧客・荷主と協議しなければならないという問題も残っている。今年だけでなく、毎年「宅配のない日」ができるのかも注目される。2020年7月20日 毎日労働ニュース チョン・ソヒ記者

### ■また、物流センターで火災／労働者5人死亡、8人負傷

政府が利川物流倉庫建設現場の火災に伴う対策を出してから一ヶ月余り、21日午前、京畿道・龍仁のSLC物流センターで火災が発生した。2時間余りでほとんど鎮火したが、それまでに避難できなかった労働者5人が死亡し、8人が負傷して病院に移送された。当時、物流センターでは69人が働いていた。

火事が起きた物流センターは、地下5階、地上4階、延面積11万5千㎡の規模で、地上には「イーマート24」が、地下1階はオトゥギ物流サービスが入店している。地下2階は出荷ホーム、地下3～4階はJOPNPとオトゥギ物流サービスが低温倉庫として使い、地上2～4階は空室だった。69人の労働者のほとんどが地下4階で働いていて、死亡した5人もここで発見された。

消防当局と警察は地下4階の保冷車で原因不明の爆発が起こり、一瞬のうちに火が広がったと見て、正確な火災原因を調査している。爆発と同時に発生した火がアツという間

に建物全体に拡がって有毒ガスを発生させ、人命被害が大きくなった。

政府は先月 16 日に「物流センター建設現場火災安全対策」を発表した。当時政府は「費用がかかることを心配して、大型火災発生の危険がある可燃性建築材料の使用制限に、不十分な点があった」として、建築材料の火災安全基準を大幅に厳しくした。しかし、この対策は建設中の物流センターにしか適用されない。今回の事故が起きた龍仁物流センターはこれに該当しない。2020 年 7 月 22 日  
毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

#### ■「宅配労働者過労死対策委」を結成

長時間・高強度の労働で宅配労働者の死亡が続くと直ぐに、70 余りの労働・市民・社会団体が「宅配労働者過労死対策委員会」を作った。COVID-19 で非対面による消費が増えて、今年だけでも宅配労働者 4 人が突然の死を迎えた。対策委に参加した宅配連帯労組は「COVID-19 によって増えた物量が、持続する勢いを示しているところに、秋夕が控えていて、過労死対策造りが切実だ」と話した。

対策委は「COVID-19 で物量が 30% 以上増えた」として、宅配会社に「分類作業に一時的に人員を投入するように」提案した。

猛暑対策も要求した。「野外での分類作業の現場に、冷房機と日除けの幕を設置して欲しい」という内容だ。

対策委は政府に、宅配会社の労組と、共同委員会を設けるように提案し、過労死対策を作るために共同委員会レベルでの実態調査が必要だと要求した。2020 年 7 月 29 日  
毎日労働ニュース チョン・ソヒ記者

#### ■サムソン電子での産災申請は「空の星を掴む？」

サムソン電子の光州事業場で 14 年間、洗濯機などを組み立てるラインで働いた K さんは、先月国民健康保険公団から「産業災害療養申請案内」と書かれた郵便物を受け取った。「貴下は製造ラインでの頻繁な肩の使用によって、10 年以上肩の痛みが持続し、筋骨格系疾患である回転筋蓋症候群などによって病院で数回の健康保険による治療を受けた」が「業務から生じた疾病・負傷・災害によるものなら、産業災害申請をしなければならないが、これを放棄する場合、健康保険公団の負担金の一切を還収することになる」という警告文だった。23 日に<ハンギョレ>と話した K さんは、「初めは産災申請ができるのかもよく分からなかったが、後で申請しようとしたら、会社の管理者が人事考課で不利益を受けることもあると言った」と話した。

K さんだけでなく、サムソン電子の光州事業場では筋骨格系疾患を病んでいるのに、会社が故意に申請を妨害したという労働者の証言が続いている。企業が産災による処理が増えれば評判が悪くなったり保険料負担が増えることなどを敬遠するため、公傷（企業が療養・休業補償などを負担すること）で処理をするケースは少なくないが、特にサムソン電子の場合、人事考課と連係させて、労働者が産災を申請できないような雰囲気を作ってきた、ということだ。

筋骨格系疾患は業務で動作を反復し、首・肩・腰・腕と脚などに発病するケースが多い。K さんは 2007 年 9 月、120kg もある重い洗濯機を持ち上げてネジを締める作業をしていて左の肩を脱臼した。作業班長、パート長など、会社の管理者と労使協議会の委員を訪ねて業務を変えてくれと言ったが、「〇〇は痛いところはないのか」という返事が帰ってきた。その後も痛みは消えず、2018 年 1 月に



は習慣性脱臼を治療する手術まで受けた。昨年11月、Kさんは再び会社に、産災申請が可能なのかを尋ねたが、担当の管理者は「人事考課は考えていないのか？」と問い返した。

通常、企業が産災より公傷処理を希む理由は、産災で処理されれば企業が負担しなければならない産災保険料が増える上に、企業のイメージにも打撃が大きいからだ。労働者の立場からは、業務上の疾病・事故と認められれば、勤労福祉公団の産災保険給付によって、治療費・リハビリ費用などが支給されるが、公傷で処理をすることになれば、一般の疾病などと同じように、健康保険の適用を受ける。

Kさんと同じ工場で12年間働いたNさんは、今年2月、資材を積んだ車に腰をぶつける事故に遭った。病院で椎間板ヘルニアの診断を受けて神経整形手術を受けたNさんは、会社に産災申請を出すと言ったが、工場の環境安全課長が「産災を申請すれば、恨まれて考課の評価にも良くないから、止めておけ」と言った。3ヶ月間病欠したNさんの復職を前に、パート長が家を訪ねて来て、「その日に出勤していたのは間違いないか」「本当にぶつかったために痛めたのか」「事故でなく病気で違うか」と尋ねたりした。その後、Nさんはうつ病の治療まで受けなければならなかった。

15年間働いたもう一人の同僚Cさんも、2016年9月に会社の食堂で転倒して骨折して手術を受けたが、会社の管理者は「産災申請はできない」と一蹴した。彼は「ひょっとして不利益に遭うかと思って産災申請もしなかったが、一番低い考課を受けて、進級が延ばされた」「病休を使ったので下位考課を点けるしかないと言われたよ」と打ち明けた。病休を出して下位考課を受けた記憶は、KさんとNさんも同じだ。

産災申請ができないように妨害することは産業災害隠蔽に該当する。

韓国労総傘下のサムソン電子労組のイ・ウォンイル光州工場支部長は「生産職は三段階の昇進体系になっているが、最低の考課を一回でも受ければ、3年間は昇進が難しい。それによって1千万ウォン近い年俸の格差が生じることがあって、管理者の話に従う雰囲気固定化されている」とし、「2013年から一つの組み立てラインを7～8個のセルに区分し、セル別の生産台数比較ができるようにして、タグ・タイム(1台の生産にかかる時間)を毎年減らす等の方法で、競争をおおっている」と主張した。

サムソン電子労組が5月27日から6月6日まで、光州事業場の生産職労働者、53人を対象に行った健康管理実態調査でも、産災の申請が難しい状況がそのまま明らかになった。回答者49人が業務と関連して筋骨格系疾患の診療や治療を受けたことがあり、現在も療養中の者が28人に達した。しかし、産災申請を出した者は誰もいなかった。産災申請をできない理由(重複返事)については、34人(64.2%)が「人事上の不利益を心配」を、11人(20.8%)は「公傷処理を望む上司と担当部署の懐柔と圧力」を挙げた。また32人(60.4%)は『産災処理の方法がよく分からなかった』と答えた。

これについてサムソン電子光州事業場の人事・労務担当者は「会社が産災申請を妨害する理由はなく、むしろ後になって『法違反の問題があるので、積極的に申告しなさい』と、各種教育や社内公示で案内している」とし、「病休を出したからといって人事考課を悪くしたというのも、事実とは違う」と釈明した。2020年7月30日 ハンギョレ新聞 キム・ヤンジン・ソン・タムン記者(翻訳:中村猛)

# 前線から

## 港湾労働者の石綿被害の経験Ⅲ

### 大阪

港湾労働者の石綿被害の経験Ⅱ（本誌2020年5月号掲載）の続きを報告する。かつて港湾荷役に働き、「胸膜中皮腫の疑い」で兵庫医科大学付属病院を紹介され、4月から検査を行っていた。本年6月24日に兵庫医科大学病院に入院、もちろん肺の生検を行うためだった。26日に検査を行い、29日退院、結果は7月13日に判明する。それと同時に大阪西労働基準監督署より休業補償給付が振り込まれた。申請したのが

2月で、新型コロナウイルスの関係で調査が止まっていたとの監督署担当者の報告だったが、約5か月もの時間を費やしたのは、あまりに遅いといわざるを得ない。それと昨年4月より石綿問題は所轄監督署ではなく、大阪労総局労災補償課の「高度労災補償調査センター」で対応（現在の中央労働基準監督署2階）となっており、調査するのは労働局の「高度労災補償調査センター」、療養や休業の支給決定は所轄労基署長

となっている。なにか二度手間のような気もするが、労働局の石綿専門官が何人いるか、大阪の全ての石綿案件を一括して労働局で調査するには少し無理があるように思える。また、単純な案件であれば良いのですが、複雑な案件などどうだろうか？認定が遅くなり被災者の救済が遅れることが懸念される。

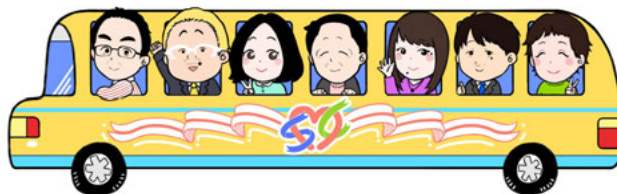
ともあれ、検査の結果は、胸膜中皮腫は発見されず、経過観察となった。以前の病院の大阪みなと中央病院にもどり、継続した治療を再開することになり、胸をなで下ろした。しかし何時悪化してもおかしく無い状況にある。本人にその趣旨を伝え、ひとまず一件落着となった。（事務局：林繁行）



中皮腫ポータルサイト  
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>

お問い合わせは、0120-310-279 中皮腫サポートキャラバン隊



# 7月の新聞記事から

**7/1** 厚生労働省は衆院厚労委員会の閉会中審査で、新型コロナウイルス感染症の対応によって本省職員の1～5月の残業時間が大幅に増えたと明らかにした。延べ555人が月100時間を超え、最長は215時間だった。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、休業となったりシフトを減らされたりした非正規労働者のうち56%が、何も補償を受けていないとの調査結果をマイナビグループの「エーピーシーズ」がまとめた。6月1～7日に実施。主に20～50代の男女計約2200人への回答を集計した。4～5月の緊急事態宣言中の休業は275人、シフトが通常より減ったのは693人の計968人。うち「全額補償」されていたのは104人でわずか11%。「一部補償」271人と合わせても、手当を受けたのは39%だった。

**7/2** 東京都福生市の公立福生病院の男性職員が適応障害を発症したのは上司のパワハラが原因として、病院の運営団体に約540万円の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁立川支部がパワハラを認定し、慰謝料など約200万円の支払いを命じる判決を言い渡した。1日付け。男性は病院の医事課長だった2016年10月～17年2月、事務次長だった男性から暴言を繰り返し受け、適応障害と診断されて一時休職した。

職場で民族差別表現を含む文書を繰り返し配布され、精神的苦痛を受けたとして、不動産会社「フジ住宅」（大阪府岸和田市）に勤める在日韓国人の50代女性が、同社と会長に計3300万円の賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁堺支部は、計110万円の支払いを命じた。裁判長は「国籍によって差別的取り扱いを受けない人格的利益を侵害するおそれがあり、許容できる限度を超えている」と述べ、文書配布を違法と判断した。

**7/3** 人事院は、2019年度に各省庁に勤務する国家公務員から寄せられた職場環境などに関する苦情相談数が、前年度比145件増の1124件だったと発表した。パワハラなどハラスメント関係が最も多く、全体の3割を占める342件で、過去最多となった。

**7/5** 静岡県吉田町のレック・静岡第二工場で火事があり、建物内に入った消防隊員3人と警察官1人の、合わせて4人が遺体で見つかった。火災は16時間たっても鎮火に至っておらず、消防は特殊な火災に対応する部隊を投入した。

**7/6** 学校法人「森友学園」の国有地売却問題を担当し自殺した財務省近畿財務局職員だった赤木俊夫さんの妻雅子さんが、同局に公務災害補償に関する文書を情報公開請求したのに、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を理由に、ほとんどの文書について開示可否決定の期限を翌年とされたことの違法確認を求める訴訟を大阪地裁に起こした。雅子さんは今年4月、近畿財務局に公務災害補償に関する文書の情報公開請求をしたが、同局は5月、緊急事態宣言発令を理由に、一部の文書を除き21年5月まで開示可否決定の期限を延長する通知をした。

**7/10** 業務中に新型コロナウイルスに感染し、感染経路が不明な小売店販売員について、接客中に感染したとして労災認定された。医療従事者以外では、

初めてのケース。小売店の販売員は、発症前の14日間に、連日数十人を接客していた。医療従事者などを除き、経路不明で認定されたのは、初めて。

**7/14** トヨタ自動車の男性社員が2010年に自殺したのは過重な業務と上司のパワハラが原因として、愛知県豊田市に住む男性の妻と長女が、同社に計約1億2300万円の損害賠償を求め名古屋地裁に提訴した。妻は自殺を労災と認めなかった豊田労働基準監督署の処分取り消しを国に求める訴訟を15年7月に起こしており、今月29日に判決が言い渡される予定。

**7/17** 厚生労働省は、新型コロナウイルスに感染後に死亡した労働者について、業務が原因で感染したとして労災認定していた。新型コロナに感染した死亡者の認定は初めて。この労働者は卸売・小売業の企業で勤務、海外出張中に感染した。

**7/21** カトリック長崎大司教区の聖職者からパワハラを受けて心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症し、休職を余儀なくされたとして、50代女性職員が長崎労働基準監督署に労災申請する。女性は、同教区の「子どもと女性の権利相談室」の相談員として聖職者から受けた被害などの相談を信徒から受ける立場で、聖職者とは対立する立場になりやすかった。今年6月に休職。今月PTSDの診断を受けた。

「楽天」で勤務していた40代男性が、勤務中に上司の男性から暴行を受け、頸椎不全損傷やうつ病となり、後遺障害準用2級と認定されたことなどから、同社と上司の男性を相手取り約2億1756万円を求めて、東京地裁に提訴した。男性は2015年5月に同社に入社し、2016年6月14日、本社での会議中に、上司が男性の首付近を手でつかんで持ち上げ、壁際に立たせる暴行をしたという。渋谷労基署は労災と認定した。

愛知県の碧南市民病院で業務中に新型コロナに感染した30代と40代の女性看護師2人が今月、地方公務員災害補償基金愛知県支部から公務災害の認定を受けた。同病院では3月末、肺炎の疑いで救急搬送された入院患者の感染が判明。その後、看護師6人と医師1人が相次いで感染した。

奈良県宇陀市は、同市立病院事務局にいた男性職員が2月に自殺していたと明らかにし、「業務の負担集中や上司からハラスメントと思われる厳しい叱責があった」とする市の内部調査結果の概要を公表した。今後、市は弁護士などから成る有識者会議を設置、改めて検証する。

**7/29** 2010年に40歳で自殺したトヨタ自動車社員の男性の妻が、自殺はリーマン・ショック後の多忙やパワハラでうつ病を発症したことが原因として、国に労災認定を求めた訴訟の判決が名古屋地裁であった。裁判長は発症と業務との因果関係を否定し、請求を棄却した。男性はエンジン動力をタイヤに伝える製品の生産ラインを構築する業務などに携わっており、09年10月ごろうつ病を発症し、10年1月に自殺した。裁判長は、業務内容変更や、上司2人から叱責について、「精神障害を発病させるほどの負荷だったとまでは認められない」と判断した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259